

令和3年

# 第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

熊本県後期高齢者医療広域連合議会事務局



## 目 次

1	会議日程	2
2	出席議員	2
3	欠席議員	3
4	説明のため出席した者	3
5	議会事務局職員	4
6	開会	4
7	日程第 1 諸般の報告	4
8	日程第 2 議席の指定	4
9	日程第 3 会議録署名議員の指名	5
10	日程第 4 会期の決定	5
11	日程第 5 議第1号 熊本県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の 選任同意について	6
12	日程第6から日程第12	8
13	提案理由説明	8
14	質疑・討論・採決	10
15	日程第13 一般質問	17
16	閉会	21

## 会 議 日 程

令和3年2月10日（水曜日） 午後1時35分開会

- 第 1 諸般の報告  
第 2 議席の指定  
第 3 会議録署名議員の指名  
第 4 会期の決定  
第 5 議第1号 熊本県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任同意について  
第 6 議第2号 専決処分の報告及び承認について  
「熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」  
第 7 議第3号 専決処分の報告及び承認について  
「熊本県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」  
第 8 議第4号 令和2年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について  
第 9 議第5号 令和2年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について  
第10 議第6号 令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について  
第11 議第7号 令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について  
第12 議第8号 熊本県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について  
第13 一般質問

○

### 出席議員（43名）

1番	紫 垣 正 仁
2番	中 村 博 生
4番	安 田 康 則
5番	高 岡 利 治
6番	内 田 靖 信
7番	中 嶋 憲 正
8番	坂 本 道 博
9番	中 口 俊 宏
10番	桑 原 千 知
11番	守 田 憲 史
12番	園 田 浩 文
13番	浜 崎 昭 臣

14番	来	海	恵	子
15番	上	村	則	幸
16番	松	尾	純	久
17番	佐	藤	安	彦
18番	福	永	栄	助
19番	高	巢	泰	廣
20番	佐	藤	真	二
21番	小	林	久美子	
22番	高	橋	周二	
23番	渡	邊	誠次	
24番	市	原	正文	
25番	後	藤	三治	
26番	堀	田	直孝	
27番	吉	良	清一	
28番	藤	木	正幸	
29番	清	崎	輝昭	
30番	西	村	博則	
32番	工	藤	文範	
33番	片	山	裕治	
34番	竹	崎	一成	
35番	川	野	雄一	
36番	森	本	完一	
37番	吉	瀬	浩一郎	
38番	黒	木	龍次	
39番	中	嶽	弘継	
40番	高	岡	重盛	
41番	木	下	丈二	
42番	内	山	慶治	
43番	松	谷	浩一	
44番	溝	口	峰男	
45番	錦	戸	俊春	

欠席議員（2名）

3番	松	岡	隼	人
31番	宮	川	安	明

説明のため出席した者

広域連合長 大西 一史

副 広 域 連 合 長	荒 木 泰 臣
事 務 局 長	近 浦 茂 実
事務局次長兼事業課長	丸 山 尊 司
事務局次長兼給付課長	大 西 学

○

#### 議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	入 江 常 治
書 記	吉 田 正 男
書 記	高 田 洋 治
書 記	中 野 貴 之

○

午後1時35分開会

○

#### ○紫垣正仁 議長

では、会議を始めます。

ただいまの出席議員は42名でございます。

議員定数は45名で、定足数は23名です。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりでございますが、議案審議については、日程第5については、提案理由の説明を求め、その後、討論・採決を行い、日程第6ないし日程第12の議案審議については、まず、提案理由について一括して説明を求め、その後、議案に対する質疑を行った後、討論・採決に入ることとさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

○

#### 日程第1 諸般の報告

#### ○紫垣正仁 議長

それでは、これより日程第1、「諸般の報告」を申し上げます。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による現金出納検査結果報告がありましたので、議案とともに事前に送付しておりますとおり、議会に対する報告といたします。

なお、令和3年1月検査分の結果報告については、事前の報告に間に合わなかったため、お手元に配付しております。

以上、諸般の報告を終わります。

○

#### 日程第2 議席の指定

#### ○紫垣正仁 議長

次に、日程第2、「議席の指定」を行います。

議席の指定は、会議規則第4条第2項の規定により、今回選出されました議員の議席は、ただいま御着席のとおり指定いたします。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

### 日程第3 会議録署名議員の指名

#### ○紫垣正仁 議長

次に、日程第3、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長が指名するようになっております。

4番、安田康則議員、19番、高巢泰廣議員を指名いたします。よろしくお願いたします。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

### 日程第4 会期の決定

#### ○紫垣正仁 議長

次に、日程第4、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○紫垣正仁 議長

御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りに決定いたしました。

ここで、大西連合長から発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

#### ○大西一史 広域連合長

議長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

#### ○紫垣正仁 議長

大西連合長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

(大西一史広域連合長 登壇)

#### ○大西一史 広域連合長

皆様、こんにちは。広域連合長の大西でございます。定例会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

令和3年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多用中にもかかわらず、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、本県の後期高齢者医療制度につきまして、議員の皆様をはじめ、構成市町村の皆様の御協力により円滑に運営す

ることができておりますことに対しまして、改めて感謝を申し上げます。

まずは、現在も猛威を振るっております新型コロナウイルス感染症の被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、日々、医療の最前線で御尽力をされておられる医療従事者の皆様方に心から敬意を表します。各市町村におかれましても、感染拡大の防止、そして経済的な対応、また新しい生活様式の普及等、懸命に取り組んでおられることと思います。

そのような状況にはございますが、高齢者の皆様の健康寿命の延伸を図るため、「保健事業と介護予防等との一体的実施」が今年度から県内15の市町村で稼働し始めたところでは、当広域連合といたしましては、国の動向をしっかりと把握しつつ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した適切な運営に努めながら、市町村や関係機関と連携し、目標の令和5年度までには県内全市町村で実施できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

さて、令和4年からの団塊の世代の方々の後期入りを間近に控える中、全世代型社会保障検討会議の最終報告を受け、後期高齢者の医療費の一部負担を2割に引き上げる対象者を課税所得28万円以上及び年収200万円以上、配慮措置として当初3年間は負担増の上限を月3,000円、施行時期を令和4年度の後半とする関連法案が今国会で審議されることとなっております。当広域連合といたしましては、現役世代の方々の負担が大きく上昇することが見込まれることから、その負担を抑えながら、全ての世代が安心できる社会保障制度を構築していくためには、後期高齢者の一部負担見直しはやむを得ないものと考えております。これが被保険者の受診控えにつながらないよう、必要な医療がきちんと受けられるよう、施行後は、各市町村、関係機関と連携して慎重に見極め、対応していかなければならないと考えております。

本定例会には、令和2年度補正予算案、令和3年度当初予算案など、重要案件を提出させていただきます。何とぞ慎重をもって御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

(大西一史広域連合長 着席)

○

**日程第5 議第1号 熊本県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任同意について**

○紫垣正仁 議長

これより、日程第5、議第1号、「熊本県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任同意について」を議題といたします。

本件について、提案理由を求めます。

○

○大西一史 広域連合長

議長。

○

○紫垣正仁 議長

大西連合長。



○  
(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

議第1号、「熊本県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任同意について」、御説明いたします。

本件は、副広域連合長の荒木泰臣氏の任期が、令和3年2月13日をもちまして満了となりますことから、広域連合規約第12条第4項の規定に基づき、改めて同氏を副広域連合長に選任しようとするものであります。

荒木氏は、嘉島町長として、また、全国町村会会長及び熊本県町村会会長として、地方行政に精通しておられますとともに、当広域連合設立当初から継続して、副広域連合長として、御尽力いただいております、人格・識見ともに副広域連合長として適任であると存じますので、選任同意をお願いする次第であります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○  
(大西一史広域連合長 着席)

○紫垣正仁 議長

本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより議第1号を採決いたします。

議第1号について、原案のとおり同意することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○紫垣正仁 議長

全員賛成と認めます。

よって、議第1号は、原案のとおり同意されました。

ただいま、熊本県後期高齢者医療広域連合副広域連合長に選任されました、荒木泰臣副広域連合長から挨拶の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○荒木泰臣 副広域連合長

議長。

○紫垣正仁 議長

荒木副広域連合長。

○  
(荒木泰臣副広域連合長 登壇)

○荒木泰臣 副広域連合長

皆様、こんにちは。ただいま、副広域連合長の選任につきまして、皆様方から御同意をいただきました、嘉島町長の荒木泰臣でございます。

引き続き、副広域連合長に就任するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

皆様御承知のとおり、後期高齢者医療制度は、高齢者の皆様が安心して必要な医療の提供を受けるための大変重要な制度であります。

施行から13年が経過し、現在では、高齢者医療における重要な制度として定着し、安定的な制度運営が図られていると感じております。

私も副広域連合長として、大西広域連合長を支え、本広域連合の円滑な運営に努めていく所存でありますので、議員の皆様におかれましては、なお一層の御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(荒木泰臣副広域連合長 着席)

○

日程第 6 議第 2 号 専決処分の報告及び承認について

「熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 7 議第 3 号 専決処分の報告及び承認について

「熊本県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 8 議第 4 号 令和2年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について

日程第 9 議第 5 号 令和2年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

日程第 10 議第 6 号 令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

日程第 11 議第 7 号 令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 12 議第 8 号 熊本県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について

○紫垣正仁 議長

次に、日程第6ないし日程第12について、議案審議を行います。

議第2号ないし議第8号を一括して議題といたします。

議案の朗読はこれを省略し、直ちに上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

○

○大西一史 広域連合長

議長。

○

○紫垣正仁 議長

大西連合長。

○

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

それでは、議第2号以降の提案理由について一括して説明をさせていただきます。

まずは、議第2号、議第3号につきましては、「専決処分の報告及び承認について」でございます。これは、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により定め、同法第179条第3項の規定により、広域連合議会に報告し、その承認をお願いするものであります。いずれも人事院勧告を踏まえて、職員の期末手当の支給割合を引き下げするため、昨年12月の支給から適用するため、専決処分したものでございます。議第2号は、「熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議第3号は、「熊本県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

次に、議第4号につきましては、「令和2年度一般会計補正予算（第2号）」でして、令和2年度の歳出予算の決算見込みに基づき、歳出予算科目間の増減補正を行うものであります。決算見込みに基づきまして、既定の歳出予算の総務管理費を162万5,000円減額し、予備費に162万5,000円追加するもので、歳入予算の補正はございませんので、補正後の歳入歳出予算の総額は、補正前の総額と同額の2億8,010万円であります。

続きまして、議第5号は、「令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」でして、療養給付費等の財源であります国・県等の負担金、補助金及び交付金等の交付確定、及び決算見込みに基づき、歳入歳出予算を補正するものであります。既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ5億7,305万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を2,905億2,119万2,000円とするものであります。このほか、令和2年度中に業務委託の契約を必要とする市町との契約について、債務負担行為を計上しております。

次に、議第6号、「令和3年度一般会計予算」について御説明いたします。一般会計につきましては、主に広域連合の運営等に関する経費でございまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,743万1,000円とするものであります。前年度と比較しますと、約408万4,000円、1.56%の減となっております。

次に、議第7号、「令和3年度後期高齢者医療特別会計予算」について御説明いたします。特別会計につきましては、県下、約28万人の被保険者の皆様の医療給付に係る経費でございまして、予算の約98.7%が保険給付費となります。令和3年度は、主に給付費の自然増に伴いまして、前年度と比較しますと、約56億300万円の増、率にして1.95%の増となり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,928億88万8,000円とするものであります。

次に、議第8号、「本広域連合の広域計画の策定について」でございます。地方自治法第291条の7第1項の規定に基づき策定するもので、「第3次広域計画」の計画期間が令和2年度をもって終了いたしますため、令和3年度からの5年間を計画期間とする「第4次広域計画」を新たに策定するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(大西一史広域連合長 着席)

○ \_\_\_\_\_  
**○紫垣正仁 議長**

以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、議案に対する質疑に入ります。

議第5号及び議第7号について、小林久美子議員より質疑の通告がっておりますので、発言を許します。

はじめに、議第5号について、小林久美子議員の発言を許します。

なお、発言時間は5分以内、質疑の回数は3回まででありますので、さよう御承知おき願います。

○ \_\_\_\_\_  
**○小林久美子 議員**

議長。

○ \_\_\_\_\_  
**○紫垣正仁 議長**

21番、小林久美子議員。

○ \_\_\_\_\_  
(小林久美子議員 登壇)

**○小林久美子 議員**

皆様、こんにちは。菊陽町の議員の小林久美子です。議第5号と議第7号について質問をさせていただきます。

議第5号の特別会計の補正予算について質問いたします。

健康保持増進事業費については、約4,000万円の減額となっております。今、連合長からもありましたように、コロナ禍の影響もあるのではと推察しますが、その減額の理由についてお聞きします。

また、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」については、その中に入っていると思いますけれども、コロナの影響なのか、ほかの理由があるのか、そのことについてもお尋ねをします。

また、人間ドックの費用助成なんですけれども、以前は国からの補助金がありましたけれども、令和2年度に段階的に縮小しているということで、私は人間ドックは必要だと思いますけれども、その中身についてもお聞きします。

以上、議第5号について質問をしますので、よろしく願いいたします。

○ \_\_\_\_\_  
(小林久美子議員 着席)

○ \_\_\_\_\_  
**○近浦茂実 事務局長**

議長。

○ \_\_\_\_\_  
**○紫垣正仁 議長**

近浦事務局長。

○  
(近浦茂実事務局長 登壇)

○近浦茂実 事務局長

議員御質問の特別会計補正予算において、保健事業費の健康保持増進事業費を約4,000万円減額した理由についてお答えします。

減額の内訳としましては、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」で2,200万円の減、人間ドックの費用助成で300万円の減、制度事業費補助金等で1,500万円の減となっております。

まず、今年度から事業開始となりました「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」につきましても、当初予算策定時において、国からは詳細な事業要項が示されておられませんので、人件費や事業費を暫定的に交付基準額の上限額で計上していたこと、また今年度事業開始予定だった1市が事業開始を令和3年度に遅らせたこと、さらに、事業を開始した市町村においても、新型コロナウイルス感染症の影響等により、専門職の雇用の見送りや、健康教育の開催及び対象者の見直し等を行った結果として、不用額の発生が見込まれましたことから2,200万円の減額となりました。

次に、人間ドック費用助成の300万円の減額補正につきましては、国が平成30年度以降、段階的に補助金を縮小し、令和3年度に廃止すると決定したことを受けまして、本広域連合におきましては、今年度から人間ドックの検査項目のうち、健診の項目に該当する分を健診委託料として請求できるようにいたしましたところです。これにより、本事業を行っております12市町村中、11市町村が健診としての請求に移行したことにより、不用額が生じたものでございます。

それから、3点目の制度事業費補助金につきましては、補助要綱の改正により、市町村が活用できる事業が削除されたことに伴いまして、健康教育等への補助事業への組み替えを行ったほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、市町村の事業が縮小されたことなどによりまして、1,500万円の減額補正となったものでございます。

(近浦茂実事務局長 着席)

○小林久美子 議員

議長。

○紫垣正仁 議長

小林久美子議員。

○小林久美子 議員

答弁、ありがとうございました。

「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」については、コロナの影響だけではなく、体制準備が間に合わなかったという答弁がありました。やはり私は、この介護

予防の一体的な実施事業というのは市町村にいきますと非常に人的な体制が厳しいのではないかということで、以前もここで取り上げたところなんですけれども、これから各市町村で取り組むということですが、市町村の規模もいろいろありますし、現実的にその現場でどのようなことができるのか、もっともっと中身をこれからも市町村、私の場合は町の現場の方と話して、実際どういう事業がこれから求められるのか、このことは今後ともまたみていきたいというふうに思っています。

それから、私自身は、やはり人間ドック、国は、最初は助成をしていましたけれども、廃止をしているので、予防という観点からは、今回健診のほうに回っていますが、人間ドックは必要だというふうに思いますけれども、今後ともやっぱり予防ということも介護予防の一体的な実施事業なども掲げていますので、非常に重要だと思いますので、引き続きそういう視点で取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

(小林久美子議員 着席)

○

○紫垣正仁 議長

以上で、議第5号について、質疑を終了いたしました。

次に、議第7号について、小林久美子議員の発言を許します。

なお、発言時間は5分以内、質疑の回数は3回まででありますので、さよう御承知おき願います。

○

○小林久美子 議員

議長。

○

○紫垣正仁 議長

小林久美子議員。

○

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

議第7号、特別会計予算について質問をします。

医科健診と歯科健診の令和3年度の受診目標はどのようになっているのでしょうか。

また、今までも質問をしてきましたが、自治体により受診率の差が非常に大きいという問題点があるかと思えます。その格差をなくすための施策については、どのように計画をされているのか、お聞きします。

また、先ほども少し触れましたけれども、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」については、令和5年度までに全市町村で取り組むというふうになっていきますけれども、今後どのように進めていかれるのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

(小林久美子議員 着席)

○

○大西一史 広域連合長

議長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○紫垣正仁 議長

大西連合長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

私からは、議員御質問の3点目、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」の今後の取り組みについてお答えいたします。

本事業につきまして、国は全ての団塊の世代の方々が後期高齢者医療の被保険者となる令和6年度までに国内全ての市町村で取り組むことを目標としておりますが、本広域連合といたしましては、1年前倒しをして、令和5年度までに県内45の市町村で開始することを目標に事業を進めているところです。今年度は15市町村で事業を開始しており、昨年12月の調査におきましては、令和3年度開始予定が11市町村、令和4年度開始予定が5市町村、令和5年度開始もしくは開始時期未定の市町村が残りの14市町村となっております。

これを踏まえた今後の取り組みといたしましては、令和4年度以降に事業開始予定の19市町村を対象に、熊本県や国保連合会とも連携して、事業概要の説明や県内の事業実施市町村の事例紹介など、より具体的な内容を盛り込んだ研修会の実施を予定しております。

また、県内全市町村に対しましては、全国の先進事例の紹介、ワークショップなどの開催、事業実施に関するマニュアルの作成のほか、市町村訪問などの機会を活用しまして、個別に事業の周知、支援を行っていくこととしております。

(大西一史広域連合長 着席)

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○近浦茂実 事務局長

議長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○紫垣正仁 議長

近浦事務局長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

(近浦茂実事務局長 登壇)

○近浦茂実 事務局長

議員御質問の1点目、保健事業における医科健診と歯科健診の受診目標についてお答えします。

健診受診率の目標値につきましては、毎年度策定しております熊本県後期高齢者医療健康診査推進計画において定めておりまして、令和3年度の目標といたしましては、医科健

診が18%、歯科健診1.6%としております。

次に、2点目の自治体により受診率の差が大きいことについての認識と、その格差を縮めるための施策についてお答えします。

令和元年度の受診率の実績につきましては、医科健診で受診率の最も高いところが約56%、低いところで約10%となっております。また、歯科健診では、最も高いところが約17%、低いところで数%となっております。この健診事業は、高齢者の保健事業として大変重要なものと位置づけておりますことから、この市町村間における受診率の格差については大きな課題であると認識いたしております。

そこで、健診事業を委託しております市町村に対しまして、事業協議会や市町村訪問等の機会を通じて、これまでも行ってまいりました好事例の横展開や、健診の実施時期及び実施医療機関の拡大による受診機会の確保に向けた取り組みを推進しているところです。また、市町村が作成いたしました受診率向上計画の情報共有や、市町村別受診率の順位を提示しての啓発など、新たな取り組みも行ってまいります。

このほか、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」におきましても、市町村の事業目標に健診の受診率向上を掲げていただくようお願いし、受診勧奨や個別的支援を実施いただくことで、さらなる受診率の向上に取り組んでいくこととしております。

(近浦茂実事務局長 着席)



#### ○紫垣正仁 議長

以上で、議第7号についての質疑は終了いたしました。

次に、討論及び採決に入ります。

議第2号、専決処分の報告及び承認について「熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件については、討論の通告はございませんでしたので、これより議第2号を採決いたします。

議第2号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

#### ○紫垣正仁 議長

賛成多数と認めます。

よって、議第2号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第3号、専決処分の報告及び承認について「熊本県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件については、討論の通告はございませんでしたので、これより議第3号を採決いたします。

議第3号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立願います。



(賛成者起立)

○紫垣正仁 議長

賛成多数と認めます。

よって、議第3号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第4号、「令和2年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について」を採決いたします。

本件については、討論の通告はございませんでしたので、これより議第4号を採決いたします。

議第4号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○紫垣正仁 議長

全員賛成と認めます。

よって、議第4号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第5号、「令和2年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」を採決いたします。

本件については、討論の通告はございませんでしたので、これより議第5号を採決いたします。

議第5号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○紫垣正仁 議長

全員賛成と認めます。

よって、議第5号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第6号、「令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」を採決いたします。

本件については、討論の通告はございませんでしたので、これより議第6号を採決いたします。

議第6号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○紫垣正仁 議長

全員賛成と認めます。

よって、議第6号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第7号について、小林久美子議員より討論の通告がっておりますので、発言を許します。

なお、発言時間は5分以内でありますので、さよう御承知おき願います。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○小林久美子 議員

議長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○紫垣正仁 議長

21番、小林久美子議員。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

議第7号、「令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」、反対をします。

その反対の理由は、1つは保険料率の改定で、令和2・3年については、保険料の値上げが行われていることです。高齢者は、高齢になるほど健康を害しやすくなり、受診機会は増え、医療費も高額になりやすい。しかし、医療費が保険料に直結する仕組みでは、非常に高齢者の方の負担が増えるということで問題だというふうに思います。

2つ目に、マイナンバー取得促進事業の特別調整交付金の歳入歳出では、取得促進リーフレットの通信費などが計上されていますけれども、やはり今回、令和3年3月からマイナンバーと健康保険証がリンクされるというところでは非常に個人情報の問題などが大きいというふうに思いますので、以上の2点で反対をします。

以上です。

(小林久美子議員 着席)

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○紫垣正仁 議長

以上で、議第7号について、小林久美子議員の討論は終了いたしました。

これより、議第7号、「令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」を採決いたします。

議第7号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○紫垣正仁 議長

賛成多数と認めます。

よって、議第7号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第8号、「熊本県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について」を

採決いたします。

本件については、討論の通告はございませんでしたので、これより議第8号を採決いたします。

議第8号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立願います。

(賛成者起立)

○紫垣正仁 議長

全員賛成と認めます。

よって、議第8号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

日程第13 一般質問

○紫垣正仁 議長

次に、日程第13、「一般質問」を行います。

お手元に配付してあります「一般質問通告書」のとおり、小林久美子議員から一般質問の通告がっておりますので、発言を許します。

なお、発言時間は一人10分以内、回数は3回まででありますので、さよう御承知おき願います。

小林久美子議員の発言を認めます。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○小林久美子 議員

議長。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○紫垣正仁 議長

小林久美子議員。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

一般質問を行います。

医療費の窓口負担について、先ほど連合長のほうからも説明がありましたけれども、政府は、2月5日に75歳以上の医療費窓口負担について、年金を含む年収200万円以上の人を対象に1割から2割に引き上げる医療制度改革関連法案を閣議決定しています。これは、全世代型社会保障検討会議での議論を経て、昨年12月15日に全世代型社会保障改革の方針がこれも閣議決定をされています。これにより、課税所得28万円以上、かつ単身で年収200万円以上の方が後期高齢者医療制度の下で医療を受けた際の一部負担割合が令和4年度後半までに2割に引き上げられることになりました。この負担増について、広域連合の見解をお尋ねします。

(小林久美子議員 着席)

○ \_\_\_\_\_  
○ \_\_\_\_\_  
○大西一史 広域連合長  
議長。

○ \_\_\_\_\_  
○ \_\_\_\_\_  
○紫垣正仁 議長  
大西連合長。

○ \_\_\_\_\_  
(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

議員御質問の1点目の一定の所得以上の被保険者の方の窓口負担割合を2割に引き上げることに對する本広域連合としての見解についてお答えをいたします。

少子高齢化が進み、令和4年度以降、団塊の世代の方々が後期高齢者となり始めることで、現役世代からの後期高齢者支援金が急増することが見込まれております。後期高齢者の医療費が増加し続けている反面、それを支える現役世代が減少していくため、現役世代一人当たりの負担は重くなる一方であります。世代間の公平性を考えるとともに、制度を持続可能なものとするためには、今回の一定以上の所得のある方の窓口負担割合の見直しはやむを得ないものと考えております。

○ \_\_\_\_\_  
○ \_\_\_\_\_  
○小林久美子 議員  
議長。

○ \_\_\_\_\_  
○ \_\_\_\_\_  
○紫垣正仁 議長  
小林久美子議員。

○ \_\_\_\_\_  
(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

答弁、ありがとうございました。

今、見直しはやむを得ないという答弁でした。ただ、既に現役並み所得者、単身で383万円以上の方は3割とされていますから、同じ後期高齢者医療制度の下で一部負担割合が1割、2割、3割と3種類に分断されることになります。

その一方で、保険料の軽減措置は、後期高齢者制度がスタートした後ですが、スタート時は軽減措置が取られていますけれども、それも段階的に廃止をされてきて、やはり被保険者の負担はますます重くなっている状況があります。

窓口負担増に対しては、広域連合としても国に意見をあげていくと、前回の議会でも聞いていますが、どうだったのかをお聞きします。

○ \_\_\_\_\_  
○ \_\_\_\_\_  
○大西一史 広域連合長  
議長。

○ \_\_\_\_\_  
○ \_\_\_\_\_  
**○紫垣正仁 議長**

大西連合長。

○ \_\_\_\_\_  
○ \_\_\_\_\_  
(大西一史広域連合長 登壇)

**○大西一史 広域連合長**

窓口負担増に対する国への要望についてでございますが、例年、春と秋の年2回、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて厚生労働大臣への要望活動を行っておりまして、窓口負担のあり方につきましても、勤労世代の高齢者医療への負担状況に配慮しつつも、高齢者が必要な医療を受ける機会が確保されるよう、高齢者の疾病、生活状況等の実態及び所得状況等を考慮し慎重かつ十分な議論を重ねること。また、2点目として、やむを得ず窓口負担の割合を引き上げる場合は、十分な周知期間を設け、被保険者に対し見直し内容及び必要性について丁寧な説明を行うとともに、激変緩和措置を講じる等、負担割合が増える被保険者に十分配慮することなどの要望を行ったところでございます。

その結果として、今回の窓口負担割合の見直しによって影響が大きい長期頻回受診の方について、施行後3年間、ひと月当たりの負担増を3,000円以内に抑える配慮措置を講じる内容を含んだ閣議決定がなされたものと認識をしています。

○ \_\_\_\_\_  
○ \_\_\_\_\_  
**○小林久美子 議員**

議長。

○ \_\_\_\_\_  
○ \_\_\_\_\_  
**○紫垣正仁 議長**

小林久美子議員、最後の登壇となります。

○ \_\_\_\_\_  
○ \_\_\_\_\_  
(小林久美子議員 登壇)

**○小林久美子 議員**

今、答弁にありましたように、激変緩和措置を取るということで、施行後3年間、ひと月当たりの負担増を3,000円以内に抑えるということでしたけれども、先ほど述べましたように、制度をスタートするときは激変緩和措置なり軽減措置などを取られるんですが、その後はまたそれが廃止をされていくというので、私はやはり元に戻っていくといえますか、負担が変わらないということで、非常にそれは問題だというふうに思っています。

今、熊本県では、昨年の豪雨被害やコロナ感染症により、多くの高齢者の生活が厳しくなっている中で、医療にも受診抑制もあり、かかりづらく、不安も大きい状況です。このときの負担増は、今というのは、この国の考えは令和4年度なんですけれども、非常にやっぱり問題ではないかというふうに思います。

それで、この広域連合としても独自の軽減策など取れないかということで質問をします。よろしく願いいたします。

○大西一史 広域連合長

議長。

○

○紫垣正仁 議長

大西連合長、最後の答弁となります。

○

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

この時期の負担増は問題ではないかという御指摘でございますけれども、昨年発生しました7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症への対応策としましては、保険料の減免措置や窓口一部負担金の免除、傷病手当金の支給などを実施いたしまして、負担軽減を図っているところです。また、今回の窓口負担割合の見直しにつきましては、令和4年度後半からの実施予定とされており、周知期間が十分にあること、さらには、施行後も3年間はひと月当たりの負担増を3,000円以内に抑える措置が講じられる内容となっております。激変緩和の配慮がなされているところでございます。

そして、お尋ねの広域連合として独自の軽減策が取れないかということでございますけれども、後期高齢者医療の財源につきましては、国・県・市町村からの負担金や現役世代の方からの支援金、被保険者からの保険料などで賄われているところでございます。独自の軽減策の実施につきましては、それに伴う財源の確保が必要となり、結果として被保険者が負担する保険料の増額につながってまいりますことから、困難なものと考えております。

冒頭の御挨拶でも申し上げましたとおり、医療機関窓口での負担割合の引き上げが、被保険者の受診控えにつながることをないよう、必要な医療がきちんと安心して受けられるよう、各市町村、関係機関とも連携して慎重に対応していきたいと考えております。

(大西一史広域連合長 着席)

○

○紫垣正仁 議長

以上で、一般質問は終了いたしました。

それでは、お諮りいたします。本定例会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第41条の規定により、その整理を本職に委任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○紫垣正仁 議長

御異議なしと認めます。

よって、本会議において議決された案件の整理については、これを本職に委任することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件は、全て終了いたしました。  
これにて、令和3年第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後2時22分閉会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長 紫垣 正仁

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員 安田 康則

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員 高巢 泰廣